

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

○大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第96号

改正 平成19年8月27日告示第54号

平成20年9月1日告示第62号

平成23年3月2日告示第47号

平成24年12月21日告示第133号

平成28年3月28日告示第62号

平成29年3月29日告示第61号

平成30年3月30日告示第65号

在宅重度心身障害者（児）日常生活用具給付等実施要綱（昭和57年告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資するため、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

（用具の種目及び給付等の対象者）

第2条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる障害者等又は市長がこれに準ずるものとして認められた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）又は大町市老人日常生活用具貸与実施要綱（昭和57年告示第24号）の規定に基づき給付又は貸与の対象となる用具の支給を受けられる者は、対象から除くものとする。

（給付等の申請）

第3条 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大町市日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、大町市日常生活用具給付（貸与）決定調書（様式第2号）により決定するものとする。

3 市長は、給付等の決定又は却下の決定をしたときは、大町市日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付等）

第4条 市長は、用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）に、大町市日常生活用具給付（貸与）券（様式第4号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 給付等決定者は用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出し、用具の給付等を受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 用具の給付等を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払う額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく補装具費の支給の例に

よるものとする。

(業者への支払い)

第6条 市長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から第5の規定により受給者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額の欄に定める額を限度額とする。

(貸与の期間)

第7条 用具の貸与の期間は、市長が必要と認めた期間とする。

(排泄管理支援用具の特例)

第8条 市長は、排泄管理支援用具については、次に定める方法により給付券を交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。

2 排泄管理支援用具の利用者負担は、無償とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日告示第54号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日告示第62号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月2日告示第47号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大町市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月21日告示第133号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第62号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定に基づいてなされた処分、手続、不服申立てその他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月29日告示第61号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第65号)

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
		下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
		下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で寝返りができない等、自力では除圧動作ができないもの	褥瘡（じょくそう）の防止のためのものでエアーマット及び送風装置からなるもの（水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。）	82,400円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障	介助者が身体障害者	15,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

		害２級以上の身体障害者（児）で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢児以上の者	（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,683円
	移動・移乗支	平衡機能又は下肢若	おおむね次のような	60,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

援用具	しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で家庭内の移動等において介助を必要とするもの	性能を有する手すり、スロープ等であること。 （１）身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたもので必要な強度と安定性を有するもの （２）転倒予防、立上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	（手すり 5,400円）
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの （１） スポンジ及び革を主材料としているもの （２） スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	（１） 15,656円 （２） 37,852円
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齡児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又	室内の火災を煙又は熱により感知し、音	15,500円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

		は重度若しくは最重度の知的障害者（児）でそれぞれ火災発生	又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	
	自動消火器	の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で18歳以上のもの	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円
	車いす（貸与）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（補装具として交付されるまでの期間）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	無料
	緊急通報用電話機（貸与）	4級以上の障害者で独り暮らし又は独り暮らしに準ずるもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	無料
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加熱し、一定温度に保つもの	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身	身体障害者（児）が容易に使用し得るも	36,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

	電気式たん吸引器	体障害者（児）で必要と認められるもの	の	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）		17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害の身体障害者（児）で人工呼吸器を常時必要とするもの又は医師により必要と認められた重度の身体障害者（児）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害で発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円
情報・通信支援用具		上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト 上肢機能障害者（児）インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者で必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円
点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 （１）標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 （２）携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	（１）標準型 ア 10,712円 イ 6,798円 （２）携帯用 ア 7,416円 イ 1,699円
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障害者（児）が用意に使用し得るもの	89,800円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	115,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

視覚障害者用 拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）で本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物など）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字など）をモニターに映し出せるもの	198,000円
地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	29,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	71,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）	88,900円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

		が容易に使用し得るもの	
人工内耳用音声信号処理装置	人工内耳埋め込み術を受けている聴覚障害者（児）。ただし、原則として装用している装置が5年以上経過している者	医療保険の対象とならないもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	1個当たり 800,000円 （両耳装用の場合は、2個まで支給が可能）
防災行政無線戸別受信装置用文字表示装置	聴覚障害者（児）で本装置により情報取得が可能になるもの	市長が認めたもので聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	199,500円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	笛式 8,343円
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 72,203円
埋込型人工鼻	喉頭摘出をした音声機能又は言語機能障害4級以上の身体障害者（児）で、埋込型人工鼻を使用するもの	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	月額 23,760円
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者	聴覚障害者又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切替のみ 2,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

		等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円
	点字図書	一般図書の購入価格相当額		
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製若しくはプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,858円
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円 女性用

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

				普通型 8,755円 簡易型 6,077円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円
その他支援用具	座位保持用いす	重度心身障害者（重度心身障害者児を含む。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	45,000円
	立位保持用机			30,000円
	移動介助用いす（室内）			30,000円
	移動介助用いす（戸外）			30,000円
	腰掛便器			30,000円
	洋式便器			30,000円
	排便補助器			30,000円
	簡易収尿器			30,000円
	頭部保持器			30,000円
	走行器			30,000円
	浴槽（移動用）			30,000円
	食器固定装置			30,000円
	（皿、保温食器、スプーン等）			30,000円
	介助用被服類			30,000円
	簡易訓練用器具類			30,000円
	簡易自助用具類			30,000円
	幼児用補聴器（両耳装用）	3歳未満の難聴のある幼児		30,000円

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

その他市長が特に必要と認めるもの				
------------------	--	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第1号（第3関係）

大町市日常生活用具 給付（貸与）申請書

大町市長 殿		申請日 年 月 日			
		(申請者)			
		住 所 _____			
		氏 名 _____			
		対象者との続柄 _____			
		電 話 _____			
<p>下記のとおり、日常生活用具の申請（給付・貸与）をいたします。</p> <p>日常生活用具（給付・貸与）申請のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>					
対象者	フリガナ		性別	生年月日	年齢
	氏 名				歳
	住 所		電話番号		
身体障害者手帳	番 号	(年 月 日 交付)			
	障 害 名	種 級			
用 具 の 種 目				型式規模等	
希 望 す る 業 者	名 称 所 在 地 電 話 番 号				
該 当 す る 所 得 区 分	生活保護・(低所得1 ・ 低所得2) ・ 一般 ・ 一定所得				
世帯範囲の特例に関する設定	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、対象者のみ又は対象者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税法上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が対象者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予定（定率負担減免措置）を希望します。				
備 考					

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第2号（第3関係）

大町市日常生活用具給付（貸与）決定調書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対象者	フリガナ			性別	生年月日		年齢
	氏名				年 月 日		歳
	住 所					電話番号	
世帯員の状況	氏 名	生年月日	年齢	世帯主との続柄	課税区分		備考
					課税区分	市民税所得割	
非課税世帯	氏 名	所得	障害年金	手 当	合 計		
		円	円	円	円		
該当する所得区分		生活保護 ・ （低所得1 ・ 低所得2） ・ 一般 ・ 一般所得以上					
月額負担上限額		既負担額		差引今回月額上限額			
円		円		円			
種 目	基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額		
			超過負担額	定率負担額			
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
	円	円	円	円	円		
定率負担調整額					円		
合 計	円	円	円	円	円		
			計		円		
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
調査者							

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第3号（第3関係）

大町市日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書

様

大町市長

図

年 月 日付で申請のあった日常生活用具の給付（貸与）について、下記のとおり、決定・却下しましたので通知します。

券 番 号	第	号	決 定 年 月 日		
氏 名			生 年 月 日		
住 所				電 話 番 号	
保 護 者 氏 名			利 用 者 と の 関 係		
月 額 負 担 上 限 額		既 負 担 額		差 引 今 回 月 額 上 限 額	
円		円		円	
種 目	基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額
			超 過 負 担 額	定 率 負 担 額	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
定 率 負 担 調 整 額					円
合 計	円	円	円	円	円
			計	円	
納 入 業 者	名称 所在地 電話番号				
決 定 区 分	決 定 ・ 却 下				
却 下 の 理 由					

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

大町市日常生活用具給付等事業実施要綱

様式第4号（第4関係）

大町市日常生活用具 給付（貸与）券					
券 番 号	第 号	決 定 年 月 日			
氏 名		生 年 月 日			
住 所		電 話 番 号			
保 護 者 氏 名		利 用 者 と の 関 係			
月 額 負 担 上 限 額	既 負 担 額	差 引 今 回 月 額 上 限 額			
円	円	円			
種 目	基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額
			超 過 負 担 額	定 率 負 担 額	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
定 率 負 担 調 整 額					円
合 計	円	円	円	円	円
		計	円		
納 入 業 者	名称 所在地 電話番号				
上記のとおり決定する。 大町市長 印					
判 定 員 職 ・ 氏 名		印	判 定 年 月 日		
用 具 等 受 領 者 氏 名		印	用 具 等 受 領 年 月 日		
利 用 者 よ り 受 領 し た 額		円	納 入 業 者		
上 記 受 領 年 月 日			印		

様式第1号 (第3関係)

様式第2号 (第3関係)

様式第3号 (第3関係)

様式第4号 (第4関係)